

筑穂地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、飯塚市筑穂地区まちづくり協議会（以下「まちづくり協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 まちづくり協議会は、地域住民と各種団体の共助の活動を通して人と人との絆を強めながら、誰もが安心して安全で住みよい住み続けたい地域社会をつくることを目的とする。

(事務局)

第3条 まちづくり協議会の事務局を飯塚市筑穂交流センター内に置く。

(事業)

第4条 まちづくり協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 防災、防犯、交通安全に関すること。
- (2) 文化活動及び地域振興に関すること。
- (3) 子育て支援に関すること。
- (4) 人権啓発の推進に関すること。
- (5) 男女共同参画の推進に関すること。
- (6) 障がい者や高齢者等に関すること。
- (7) 健康づくりに関すること。
- (8) 教育、青少年健全育成に関すること。
- (9) 広報に関すること。
- (10) その他、まちづくり協議会の目的達成に関すること。

(組織)

第5条 まちづくり協議会は、別表1で定める筑穂地区の各種団体並びに学識経験者（以下「会員」という。）をもって組織する。ただし、学識経験者は若干名とし、会長、副会長、事務局長（以下「選考者」という。）で選任し、役員会で決定のうえ、総会で報告する。

2 筑穂地区の各種団体から新規加入の申し出があった場合は、選考者が協議し、役員会で決定し、総会で報告する。

(役員等)

第6条 まちづくり協議会に、次の役員等を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 5名～7名以内
- (5) 会計 1名

2 まちづくり協議会に、監事2名を置く。

(役員等の選任)

第7条 前条の役員等の選任については、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会員の中から選任する。
 - (2) 副会長、事務局長、理事及び会計は、別表1に定める中から選任する。
- 2 監事は、役員会で選任する。監事は、他の役員と兼ねることはできない。

(役員等の任期)

第8条 役員等の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員等は、辞任または任期満了後においても、後任者が決定するまでは、その職を行わなければならない。
- 4 役員は、別表1に定める構成団体の役員等を退任した場合は、まちづくり協議会の役員も退任するものとする。

(役員等の任務)

第9条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、まちづくり協議会を代表し会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代理する。
 - (3) 事務局長は、まちづくり協議会の事務を統括する。
 - (4) 理事は、まちづくり協議会の運営にあたる。
 - (5) 会計は、まちづくり協議会の会計事務を行う。
- 2 監事は、まちづくり協議会の会計事務を監査する。

(会議)

第10条 まちづくり協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 役員会
- 2 会議開催については、必要に応じ会長が招集する。

(総会)

第11条 総会は、全会員で構成し、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 規約の制定及び改廃
 - (4) 役員等の承認
 - (5) その他重要な事項
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。
- 3 通常総会は、毎年度決算終了後2カ月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または、会員の3分の2以上の開催要求があったときに開催する。
- 5 総会は過半数の出席（委任状の提出者を含む）で成立し、出席者の過半数の賛成で決議する。
- 6 総会における議長は、出席者の中から互選とする。

(役員会)

第12条 役員会は、第6条に規定する役員（監事を除く。）をもって構成し、次の事項を協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 学識経験者の選任に関する事。
- (3) 新規加入に関する事。
- (4) その他必要な事項

2 役員会は、緊急の事案を処理、決定することができる。

(顧問)

第13条 まちづくり協議会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が選任し役員会で承認のうえ、総会で報告する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、第2条の目的達成に寄与するものとする。

(専門部会の設置)

第14条 まちづくり協議会は、第4条に掲げる事業について専門的な協議及び検討を行うため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(経費)

第15条 まちづくり協議会の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 まちづくり協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(議事録の作成)

第17条 まちづくり協議会の会議は、会議の要点を記録し、議事録として残さなければならない。

(その他)

第18条 この規約に定めのない事項は、役員会で決定し、総会で報告する。

附 則

1 この規約は、平成23年6月24日から施行する。

この規約は、平成25年7月18日から施行する。

この規約は、平成26年7月9日から施行する。

この規約は、平成28年7月25日から施行する。

この規約は、平成30年8月6日から施行する。

この規約は、平成31年2月28日から施行する。

この規約は、令和元年5月24日から施行する。

この規約は、令和2年6月6日から施行する。

この規約は、令和4年5月30日から施行する。

この規約は、令和6年6月24日から施行する。

この規約は、令和7年7月28日から施行する。

2 まちづくり協議会の設立当初の事業年度は、設立の日から平成24年3月31日までとする。